

番号	分類	ご意見
1	バリアフリートイレ 配慮事項	オールジェンダートイレの設置についても、望ましい整備には追加するべきではないか
2	バリアフリートイレ	「便所及び便房内では聴覚障がい者に非常警報がわかるよう、フラッシュライト等の光警報装置を設ける。」の記載について、望ましい整備ではなく、新築する場合は義務化してほしい。
3	バリアフリートイレ	建築設計標準ガイドラインでは、複合用途の建築物や商店街においては、共同利用できる位置にバリアフリートイレを1以上設置することが望ましいとされた上、記載されている以下記述についても加筆すべきではないか。 「・・・営業時間に関わらず、それぞれのテナント（店舗）が利用可能とする必要がある」
4	バリアフリートイレ	改正された建築設計標準では、2000㎡以上の不特定多数の者、主に高齢者・障害者等が利用する建築物を建築する場合、バリアフリートイレは大型の電動車いす（座位変換型）等が回転できるよう、その大きさは200センチ以上（220センチ程度）×200センチ以上（220センチ程度）で、かつ直径180センチ以上の内円が描ける大きさを設けることを標準として追加された。今回府は「望ましい整備」としているが、大型電動車いす利用者が増加している中、検討もせず2000㎡以上の特別特定建築物のバリアフリートイレの内円200センチを「望ましい整備」とした根拠は何か？ また、同建築物のバリアフリートイレサイズについて、建築設計標準では200センチ以上（220センチ程度）という記載について変更する記載が見当たらないのが、その根拠は何か？
5	バリアフリートイレ	府ガイドライン（案）には、「座位変換型の車いす使用者が・・・」とあるが、建築設計標準記載通り「大型の電動車いす利用者（座位変換型）等が・・・」が適正ではないか。
6	大人用介護ベッド	バリアフリートイレの設置されている折りたたみベッドについて車いす利用者の社会参加も拡大し、排泄にベッドを必要とする方は確実に増加している。ニーズと実態が合っていない。 →付加条例として進めてきた福まち条例の今後の展開として、ベッド設置が増えるよう、検討してほしい。 →また、1.2メートルのベッドとあるが、普通の身長がある大人はこれではおむつ交換ができない。せめて1.6メートル以上は必要である。
7	大人用介護ベッド	政令・条例の規定で、大人用介護ベッドのサイズが120センチ以上とされているが、大人用介護ベッドでなぜ120cm以上なのか。（小さすぎ）
8	トイレ	男性小便器、男性・女性洗面台に、杖ホルダーを設置することが望ましい。と加筆すべきではないか。
9	バリアフリートイレ	簡易型車椅子使用者用便房の広さの記述が必要
10	機能分散	バリアフリートイレの機能分散の記述が必要
11	駐車場	車椅子使用者用駐車場部分のロック板について、運転席側の乗降スペースに設置されていることが多いため、「ロック板などにより、運転席からの乗降の妨げになるものは設置しない」というような書きぶりが必要ではないか。
12	駐車場	機械式駐車場装備の乗降スペース寸法は、幅140cm以上×奥行170cm以上と記載があるが、この数字の根拠は何か。
13	駐車場	機械式駐車場装備に記載されている「幅・・・350cm以上」について、適合義務項目に記載のものである。混同されないか？
14	駐車場	現ガイドライン「駐車場」の建築物移動等円滑化基準の「解説」記載の“共同住宅等における居住者用駐車場は、区画の利用者を特定している場合が多く、「多数の者が利用する駐車場」に該当しないため、基準適合義務の対象とはならない（来客者用駐車場は対象）”について、超高齢化社会の現代にはそぐわない内容ではないか？障害者がどこでも暮らす権利を侵害することにならないか？
15	駐車場	国では、車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会が実施される とも聞く。国の動きも踏まえた検討が必要ではないか。
16	造作設備	現金自動預払機等について、画面の映り込み防止だけでなく、角度などしっかりと見える様にするような記述にしてほしい
17	内装	ガイドライン（案）では、レジカウンターは1レーン1車いす使用者が通れる90センチ幅を確保と望ましい基準となっているが、支払いができるか、できないか、利用できるかどうかにかかわらず、義務にしてほしい。
18	内装	飲食店の可動席を設けることと、二分の1以上とすること両方が望ましい基準となっている。可動式のいす席は設けなくてもよい、ということでは障害者の利用環境は全く変わらない。義務するか、可動いす席が増える手立てを講じるべきではないか。
19	客席	サイトライン確保の具体的な数値（車いす席と下段客席の高さ等）や他項目について、条例の義務項目も含めた見直しが必要ではないか。
20	案内表示	バリアフリー対応した設備への適切な案内表示が必要
21	小規模店舗	最近、「2階建てコンビニ（上下移動は階段のみ・バリアフリートイレは2階のみ）」が増えてきている。このような建築物が増えれば、当事者にとって身近な存在であったコンビニが今後安心して利用できなくなる。この課題について検討すべきではないか。
22	小規模店舗の出入口	小規模店舗の出入口についての検証 段差、溝があり中に入れない店舗が多数ある。
23	UDガイドライン	「建築設計標準」改定内容の他、万博・施設整備に関するユニバーサルデザインガイドライン（UDガイドライン）も参考に「便所」改定項目やその内容について、十分検討すべきではないか。
24	UDタクシー	ユニバーサルタクシーについて、大阪は東京に比べて遥かに大きく遅れているということだったが、聞くところによると、2025年の万博に向けてUDタクシーの普及促進を図るため予算化もされたとのこと。わかれば教えてほしい。

## ■第23回大阪府福祉のまちづくり条例部会意見概要

番号	分類	ご意見
1	資料関係	資料1-6と他の資料の整合性がとれていない。資料1-6〔21〕の項目に反映されていない項目がある。
2	出入口	〔21〕の項目のまとめ方が利用シーンに即していない。入口、通路といったまとめ方にする方が良い。
3	国設計標準	国の設計標準の変更箇所がガイドラインに反映されていないものがある。あわせてガイドラインも変更していくのが良い。国の設計標準は具体的な記載が多い。
4	駐車場	駐車場のロック板については、「設置しない」と記載して欲しい
5	トイレ	トイレについて、機能分散されていることが外から分かるように表示するという旨も必要ではないか。
6	トイレ	トイレについて、基本的な考え方の中に“トランスジェンダー”を追記しているが、望ましい整備の中にも記載が必要ではないか。
7	介護ベッド	大人用介護ベッドの高さについて、高さによってその介護する方々の負担が大きくなったり軽くなったりすることがあるので検討して欲しい。
8	介護ベッド	大人用介護ベッドについて、義務基準である10,000㎡以上について検討する必要がある。
9	カームダウン	「多様なニーズへの対応として個室や、簡易な仕切りを用意する」という表現ではなく「カームダウン」「クールダウン」と言う言葉を表に出してほしい。 〔18〕知的障がい・精神障がいの項目にも記載して欲しい。
10	万博 バス	万博のバスについて、視覚障害者だけではなく、車いすが乗ったまま乗れるようなそのワンステップのバスの量等が大きな課題になると思う。今の状況についての情報提供が欲しい。
11	エレベーター	エレベーターの音声案内と同様（義務化）に、音声以外の可視化についても義務とするべき
12	エレベーター	2階建てコンビニのエレベーターについて今後検討する必要がある
13	手すり	〔21〕色相、明度、彩度のうち、明度が重要。必ず書くように
14	現地検証	当事者の意見をもっとガイドラインへ反映できないか

## ■第24回大阪府福祉のまちづくり条例部会意見概要

番号	分類	ご意見
1	トイレ	同伴介助に求められる男女共用トイレ、トランスジェンダーに対応してのオールジェンダートイレ（男女共用トイレ）という項目を、別にした方良い
2	トイレ	解説のところに、オールジェンダートイレの意味を記載する方が良い
3	駐車場	ロック板の記載が、P. 72とP. 183とで異なる。
4	カームダウン	カームダウン、クールダウン、オールジェンダートイレの意味を用語集に記載する方が良い
5	カームダウン	カームダウン、クールダウンスペースがどう言うものか分かる写真やイラストを[18]知的障がいの章に追加する方がよい
6	小規模店舗	21の項目の基本的な考え方について、文言を修正する方が良い <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ハードの整備だけ」の「だけ」を削除</li> <li>・「建築主」のところを「店舗管理者」などの表現で補足</li> </ul>
7	今後の検討に関するご意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗の出入口における段差の解消の義務化を今後の検討項目に追加する必要がある</li> <li>・2階建てコンビニ問題にあるのトイレが可能となっている基準に早急に対応して欲しい</li> <li>・任意の参加で行う勉強会を来年度開催して欲しい</li> <li>・段差解消について大阪府としての姿勢を示すべきではないか</li> </ul>